

## 第4章 推進体制

### 1 役割分担及び連携

教育は、社会を構成する主体がそれぞれの立場で責任を持って取り組む必要があります。

教育振興計画の推進にあたっては、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業、NPO等の民間団体など、社会を構成する主体が互いに連携・協力し、効果的な取組を推進することが求められます。

地方公共団体において施策を展開する際には、県は市町村が行う教育活動に対する指導、助言、援助等を行います。一方、市町村は小中学校の設置者として、義務教育を中心とした教育活動を実施する責任を担うなど、県と市町村が適切に役割分担した上で、連携を図りながら取組を進めます。

「教育基本法」では、「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、その実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努める」旨の規定が設けられています。

市町村においては、今後、新たに教育に関する計画を見直し・策定する際には、国の「教育振興基本計画」や県の「徳島県教育振興計画」を参考にするとともに、地域の実情に根ざした計画の策定に努め、本県教育の振興のために総合的・効果的な施策が展開できることを期待します。

### 2 進行管理

徳島県教育振興計画を着実に実施し、基本目標の実現を図るためには、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの計画期間中にわたり、施策の実施状況やその成果について、定期的に点検・評価することが大切です。

また、計画期間中の社会状況の変化への対応や国の施策との整合性を保つためには、柔軟に計画内容を見直していくことやその結果を公表することにより、計画の進行管理の客観性を高めることが必要です。

そのため、政策評価の実施により、毎年度、施策や事業の検証と数値目標の達成状況の点検を行うとともに、外部有識者からなる第三者機関による点検・評価も行い、その結果を公表します。

また、毎年度の予算編成の作業において、検証結果に基づき、課題や問題点を分析、改善することにより、施策や事業の見直しに努めるとともに、翌年度において取り組む主要施策の概要を明らかにします。

今回の徳島県教育振興計画は、今後、5年間に取り組むべき施策の基本的方向について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行うこととし、徳島県教育振興審議会に諮り、次期計画を策定するものとします。